令和８年（フ）第３１９号
岡山県倉敷市東塚７丁目３番31号　サンハイツ東塚101、転居前の住所広島県三原市宮沖４丁目９番17―302号
債務者　藤原　勇揮
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第４５４２号
大阪市東淀川区上新庄３丁目１番33―405号
債務者　藤井進一郎
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６５７号
大阪市此花区酉島３丁目26番20号　ＵＳヴィラ　303号室
債務者　玄秀章こと　朴　　秀章
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６６２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目９番12―５Ｇ号
債務者　河津　光世（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２３号
大阪市旭区清水５丁目17番11号
債務者　加藤　美香
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０３号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目７番27号　アッシュメゾン東住吉Ⅱ　302号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田１丁目３番15号
債務者　松本　桃香
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８４５号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番６―401号
債務者　小園　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８７０号
大阪市東淀川区東中島２丁目５番21―1003号
債務者　浦田　彩華
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第３８号
群馬県桐生市相生町５丁目４９３番地　ケアハウスサンフレッシュ３１１号室、申立時の住所　群馬県みどり市大間々町大間々２０８０番地３　サンライフスズキＰａｒｔⅠ　２０２号
債務者　糸井　宏
1　主文　当裁判所が令和８年８月６日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所が「群馬県みどり市大間々町大間々２０８０番地３　サンライフスズキＰａｒｔⅠ　２０２号」とあるのを「群馬県桐生市相生町５丁目４９３番地　ケアハウスサンフレッシュ３１１号室」と更正する。
2　決定年月日　令和８年９月１６日
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続終結

令和７年（フ）第２５２号
茨城県笠間市南友部753―１、商業登記簿上の本店所在地茨城県笠間市南友部750番地
破産者　株式会社大平工務店
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第３４８号
栃木県佐野市犬伏新町1343番地　グランシード・ルクプルＡ102、開始決定時の住所栃木県佐野市浅沼町321番地
破産者　清水　　操
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和５年（フ）第２３９号
盛岡市神明町10番28号
破産者　杏仁合資会社
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第２８１７号
横浜市西区南浅間町１番地の７
破産者　有限会社ノコトン倶楽部
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第１１号
福岡市中央区黒門４番28号
破産者　株式会社エネマン九州販売
1　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
2　一般調査期日　令和８年11月26日午前11時
令和８年９月24日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４６号
福岡市東区大岳３丁目５番７号
破産者　内田順一郎
1　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
2　一般調査期日　令和８年11月13日午前10時30分
令和８年９月25日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２３８号
大阪府泉南郡熊取町自由が丘二丁目26番９号、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉南郡熊取町自由が丘二丁目26番８号
破産者　ホーク株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
2　一般調査期日　令和８年12月14日午後１時30分
令和８年９月25日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係